

平成二十年二月二十一日提出  
質問第一〇五号

九三四二キロの高速道路の整備計画に係る「抜本的見直し区間」に関する質問主意書

提出者 江田 憲 司

九三四二キロの高速道路の整備計画に係る「抜本的見直し区間」に関する質問主意書

九三四二キロの高速道路の整備計画区間については、二〇〇三年十二月の国土開発幹線自動車道建設会議（以下「国幹会議」という。）で、将来の交通量や採算性を精査して建設を再検討する「抜本的見直し区間」が設けられた。今回の道路の中期計画（十年間で事業量五十九兆円）策定で、それがどう抜本的に見直され、位置づけられたかについて問う。

一 以下の「抜本的見直し区間」それぞれについて、「将来交通量」「費用対効果」「採算性」「その他の外部効果」という客観的な評価基準に基づき、どのような抜本的見直しが行われたか、評価基準毎にその結果を回答されたい。

- ① 北海道縦貫自動車道の士別市―名寄市（二十四km）
- ② 北海道横断自動車道の足寄町―北見市（七十九km）
- ③ 中国横断自動車道の米子市―米子市（五km）
- ④ 近畿自動車道（第二名神）の大阪市―城陽市（二十五km）
- ⑤ 近畿自動車道（第二名神）の八幡市―高槻市（十km）

二 今回の道路中期計画の事業量五十九兆円の積算において、一の①～⑤それぞれの「抜本的見直し区間」の事業量を、どう見積もっているのか。金額で答えられたい。

三 一の見直しの結果、「抜本的見直し」五区間（計一四三キロ）は、この道路中期計画により、全線建設されることになるのか。その結果、九三四二キロの高速道路も全線建設されることになるのか。

四 二〇〇六年二月の国幹会議では、第二名神（一の④及び⑤）の「抜本的見直し区間」は「主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めて事業の着工について判断することとし、それまでは着工しない」とされていた。よって以下質問する。

① 「着工しない」とされていたが、今回の道路中期計画の策定で「着工する」と判断されたのか。それとも引き続き「着工しない」のか。「着工する」なら、道路中期計画の期間中、いつ着工を予定しているのか。

② 「着工する」なら、「主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て」という条件はどうか。クリアーされたのか。今回の道路中期計画は一九九九年の道路交通センサス（全国道路・街路交通情勢調査）を前提としているが、これでは「主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況」は判断

できず、この国幹会議の方針に違背するのではないか。

③ この国幹会議の方針については、当時、道路関係四公団民営化推進委員会委員の猪瀬直樹氏が「少子高齢化で今後の交通量は増えないから、単純に言うと、永久に着工しないだろう。だから、整備計画九三四二キロを全部建設するかのような批判は、客観的事実として違う。」、「『着工しない』という国幹会議の文言は小泉政権後も拘束力を持つ」「小泉首相が『九三四二キロを全部作らない』と言っていたことが今日の表現で確認された」と述べている。この猪瀬氏の見解についての政府の見解如何。

五 道路公団の民営化に当たって、当時の小泉純一郎首相、石原伸晃国土交通相は、累次の国会答弁、記者会見等で、施行命令が出ている九三四二キロの高速道路の整備に当たっては「無駄な道路は造らない」という方針を強く表明していた。例えば「九三四二キロ、これはできない道路も出てくる」（小泉首相・平成十六年一月二十六日衆予算委員会）、「九三四二キロは、一四二キロプラスそれ以下のところも見直せばそのとおりの距離にはならない」「そのとおりの整備計画の距離、同じだけはできない」（石原大臣・同予算委員会）、「九三四二キロのうち未供用の約二千キロ、全部できるということにはならないんです」（小泉首相・平成十六年四月二十三日衆国土交通委員会）、「九三四二キロの中でも、全部つくるん

「じゃありませんよ」（小泉首相・平成十八年三月二日衆予算委員会）等である。今回の道路中期計画は、これらの国会答弁等に違反しているのか。それとも、当時の小泉首相、石原大臣が虚偽の答弁をしたのか。政府の見解如何。

右質問する。